

	該当箇所	意見の概要
161	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	特に家庭部門に関しては、都市、郊外、農村等、地域にあった削減方法を地方自治体がイニシアティブをとって行うべきである。
162	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	具体的にどうやって国民一人一人にCO2削減取組を求めるか具体策が乏しい。
163	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	国民運動が民生部門に限定されていることは問題である。＜運輸部門関連＞における自動車や公共交通機関の利用の促進なども必要。
164	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	エネルギーの浪費を減らし、再生可能エネルギーを増やす国民運動こそが重要である。
165	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	産業界や地方公共団体の役割を明確化するとともに、必要な支援・インセンティブ策を講じる必要があるため、以下のように修正すべきである。 「…の連携のもと、各主体の役割分担を明確にして、各々の活動への必要な支援、税制の見直し等の経済的なインセンティブ等の措置を講じつつ、…」
166	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	事業者・公的機関を含む全ての国民各界各層が排出削減に取り組むことが必要であり、家庭や業務での取組を国民運動と称してはならない。
167	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	個人の省エネ行動を促進する制度・仕組みが重要である。
168	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	大口排出企業や家庭やオフィスの排出のベースになる建築機器を作る企業が確実に省エネ・自然エネルギー普及をしているか、その達成度・行動を監視する国民運動に抜本的に作りかえるべきである。
169	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (国民運動)	京都議定書の削減達成に向けた「国民行動の目安」では、熱量単位が示されているが、国民に伝わっているのか。
170	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	省エネ機器普及促進策は、家電に限定することなく、省エネに資する機器全般を対象にすべき。 5行目の「…省エネ家電の普及…」を「…家庭での省エネ機器・システムの普及…」と修正されたい。
171	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	業務用や産業用機器をトップランナー基準対象とする場合、その前提として、リプレイス機会を創出することが必要。省エネ法の措置において、対象機器導入に関する努力義務以上に踏み込んだ規制も検討すべき。
172	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	省エネ家電や電球型蛍光灯、業務用の高効率照明等を普及促進するため、購入する消費者へのインセンティブ施策については導入時期も含め、引続き幅広の議論を望む。
173	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	関係主体の省エネを促進するためには、規制的手法よりもインセンティブ付与など前向きな取り組みを引き出す方を積極的に打ち出すべき。
174	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	現状の省エネ技術の整理を行い、CO2削減効果を明確化させることが重要である。
175	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	導入に対する補助を行うなどして省エネ家電への切り替え促進をはかるべきである。また、企業・家庭内の電気系統を2系統にして、こまめにスイッチをオン・オフし、待機電力のカットを図るべきである。
176	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	省エネ機器普及促進策は、家電に限定することなく、省エネに資する機器全般を対象とすべきである。

	該当箇所	意見の概要
177	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (機器対策)	トップランナー機器の拡大とともに、全国共通となった省エネラベルについて、努力義務にとどまっている掲出を義務づけるべきである。
178	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (省CO2効果の見える化)	製品等のライフサイクル全体を見据えて購入・使用・買い換えなどの判断ができるようにする必要があるため、以下のとおり修正すべき。 「…環境家計簿の活用、製品等におけるの製造、使用、廃棄などライフサイクルの全ての段階についてCO2排出量の表示等…」
179	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (省CO2効果の見える化)	電気製品等のみならず、輸入食品のフードマイレージや季節外れの野菜・果物等のエネルギー使用量も見える化を進めるべきである。
180	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (省CO2効果の見える化)	環境家計簿は、個人がCO2排出量を算出する必要があることから実効性の点で課題がある。
181	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (省CO2効果の見える化)	電気、ガス、燃料等の領収書などにCO2排出量を記載するなどしていくべきである。
182	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (省CO2効果の見える化)	テナントの子メーター設置の推進など、テナントの排出量を把握する施策についてあわせて進めるべきである。
183	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (省CO2効果の見える化)	産業や、産業が家庭・業務に提供する商品で表示すると意義が大きい。
184	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	原単位は、個々の企業、工場が持つ製品の品質、設備の規模、工場の規模など様々な要因により決まるものであり、セクターごとに統一的なベンチマーク(原単位)を設定すべきではない。
185	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	生産規模、生産品種、設備の設置時期等によって各工場・事業所の特性も異なることから、各業界の実態を踏まえつつ、単に数値の比較に止まることなく、実質的な改善に繋がるよう検討を進めるべき。
186	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	規制強化の対象は、「一定規模以上のチェーン店等小口でもエネルギー多消費で規制が及ばなかった商業分野」とする業種指定で考えるべき。
187	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	工場・事業所レベルでのベンチマーク設定は、早急に準備すべき。 指標作成にあたっては、国際比較も念頭におき、透明性を持った指標を作成しなければならない。さらに、各事業所毎の成績についても公表すべき。
188	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	規制強化の対象は、これまで政策措置が及ばなかった分野、つまりコンビニ等一定規模以上のチェーン店を持つ企業などであって、個別事業所としては小口でも、企業としてまとめれば、エネルギー多消費となる分野と具体的業種指定に限定した対策を考えるべきである。
189	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	省エネ対策は、ハード対策も重要であるが、専門的な知識を持った人材の育成・要請もあわせて重要である。「…さらに、企業の社会貢献活動の一環として、企業の現場で省エネ対策の実務経験を有する退職者等を活用し、地方公共団体や地域協議会と連携した「省エネコンサルタント」及び「省エネコンサルタント派遣制度」を設ける等、従前の省エネ相談制度の強化を図り、…」を追記すべき。
190	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	企業単位での取組の促進は良い方向であるが、工場・事業所単位の制度も強化すべきである。
191	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜民生(業務・家庭)部門関連＞ (産業・業務部門の省エネ対策)	自主行動計画にまかせてきたこれまでの政策の総括と反省をし、その上で、工場の省エネトップランナー化、石炭依存の大幅低下、自然エネルギー推進などによる両部門の排出の徹底的な削減について、政府が責任を持って対策を強化させる政策導入が不可欠である。 また、工場ごとにその徹底がなされているか公開すべきである。
192	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (自動車単体対策)	燃費向上の推進に当たっては、当面は現行の2010年度基準をベースとした普及促進税制を継続・拡充し、技術開発の進展に合わせて、2015年度燃費基準達成車についても、普及促進を図るためのインセンティブが必要。
193	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (自動車単体対策)	環状道路の整備については、効果の大きい首都圏三環状道路など、都市部の集中整備早期化のための予算確保や手続きの簡素化が望まれる。